

23—10 P U D T

特許管理人のない場合の手続

1. 特許管理人によらないで手続をした場合

(1) 請求人の場合

国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）の手続は特許管理人によらなければならない（特§8①、実§2の5②、意§68②、商§77②）から、特許管理人によらないで手続をした場合は審決により却下する（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(2) 被請求人の場合

在外者は、特許管理人によらなければ手続を進めることができない点は(1)と同様である。

(3) 特許管理人が審判請求後に死亡（→23—11）その他によって存在しなくなった場合も前記(1)、(2)と同様に取り扱う。

ただし、死亡、辞任、解任等により特許管理人が存在しなくなった場合は特許管理人の選任をする機会を与え、新たな特許管理人を選任させるべきである。

(4) 在外者が特許管理人によらないでした手続は、前記(1)、(2)によるが、特許庁から請求人、被請求人に対し、直接通知等を送付することはできる。

なお、除斥又は忌避の申立て（→59—01～59—05）ができないことは明らかである。

2. 特許管理人のない場合の当庁側の手続については、以下の点に留意する。

(1) 代理権を証する書面（以下「委任状」という。）が提出されていない特許権に対し審判の請求（特許（商標登録）異議の申立て）がされたときは、特許管理人であった者に対し、特許管理人として受任するか否かを確認する（様式1）。

特許管理人として受任する旨の回答があつた場合は、特許管理人に対し、受任できない旨の回答があつた場合は、権利者に対し、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）する。

(2) 委任状が提出されてはいるが、特§8②ただし書の規定により特許（実用新案、意匠又は商標）権に関する手続に制限を設けているときは、権利者に対し、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）する。

- (3) 特許管理人が選任されていない場合は、審判官及び審判書記官氏名通知（→12—01）、書面審理通知（→32—01）、審理終結通知（→42—00）などは、その次に発送する決定、審決（→17—01）などの送達（送付）する書類と一括して発送する。
- (4) 審決（特許（商標登録）異議の申立てについての決定）は、訳文を添付しないでそのまま発送することができる。

3. 書類の発送については次の点に留意する。

- (1) 特許管理人のない在外者には、航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう）に付して発送する（特§192②、実§55②、意§68⑤、商§77⑤）。
- (2) 書類等を(1)により発送したときは、発送の時に送達があったものとみなされる（特§192③、実§55②、意§68⑤、商§77⑤）。

4. 権利者に対し審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）するとき（→2. (1)、(2)）は、「当該審判請求に対し被請求人として手続を進めるときは、特§8（実§2の5②、意§68②、商§77②）により特許管理人を選任し、以後の手続はすべて特許管理人によらなければならない」との意味の英文を添付する。

なお、この英文例（様式2）は、審判書記官又は特許侵害業務室で保管する。

様式1 (特許無効審判の例)

特許管理人の選任届等の依頼

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇国際特許事務所 ファクシミリ番号 (03)〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇 〇 〇 様 電 話 (03)〇〇〇〇-〇〇〇〇

送信枚数 〇〇枚

特許庁審判部審判課第〇担当(特許侵害業務室)
記

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号

権利者 住所
名称 〇 〇 〇 〇

無効20XX-800〇〇〇

上記の特許権に対して、令和〇〇年〇〇月〇〇日に無効審判請求がされました。

つきましては、貴方が設定登録時の代理人であったので、その選任(受任)届等を依頼します。

なお、必ず特許権者に特許法第8条により管理人によらなければ審判の手続きをすることができないことを説明し、特許管理人受任の回答をこの通知の到達後〇〇日以内に審判課第〇担当(特許侵害業務室)あてにファクシミリ又は電子メール(別紙の用紙)によって送付願います。

また、特許管理人受任の回答の場合には、この回答と併せて特許管理人の選任(受任)届等の提出をして下さい。〇〇日以内に特許管理人の選任(受任)届等がない場合には、審判請求書副本を権利者あてに直送いたします。

注) 不明な点がありましたら特許庁審判部審判課第〇担当(特許侵害業務室)までご連絡ください。

電 話 (03)3581-1101 (内線) 〇〇〇〇

ファクシミリ番号 (03)3501-〇〇〇〇 担当〇〇〇〇

特許管理人の選任届等の依頼に対する回答

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁審判部審判課第〇担当(特許侵害業務室) 〇〇〇〇あて

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号

無効20XX-800〇〇〇

識別番号 電話 (03)〇〇〇〇-〇〇〇〇
特許管理人氏名 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) 〇 〇 〇 〇

記

該当番号を○で囲んで下さい。

1. 上記の件について受任します。
2. 上記の件について受任できません。

受任する場合

特許管理人の選任(受任)届等の提出をお願いします。

なお、「代理権を証明する書面」は、新たに書面(委任状)を添付するか、もしくは既に提出済みのもの(委任状)又は包括委任状を援用して下さい。

受任できない場合

権利者に直接送付するに当たり、貴事務所において把握されている最新の名称及び住所をお知らせいただきますようお願いいたします(名称及び住所のアルファベット表記及び訳文)。

()

様式 2

Japan Patent Office
3-4-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku
Tokyo, Japan, 100-8915

November 21, 2014

To : ○○○○○ (特許権者)

Dear Sir/Madam:

The Japan Patent Office hereby notifies you that a request to hold a trial for patent invalidation has been filed against your patent No. ○○○○○. As a result of this request being filed, you are required to submit to the Japan Patent Office your response in writing, in duplicate, against the request within ninety (90) days from the date on which this notice was sent.

In submitting your response in writing, however, you first will need to designate a representative domiciled or residing in Japan, who is a qualified patent administrator such as a patent attorney, as defined in Article 8 of the Patent Law of Japan. Only your qualified patent administrator will be authorized to deal with the Japan Patent Office and conduct the necessary procedures on your behalf.

Please note that the Japan Patent Office is unable to extend the deadline for you to submit your response in writing, unless you can prove any specific and reasonable grounds for the need to extend the deadline.

Yours faithfully,

Chief Administrative Judge

(訳文)

日本国特許庁

日本国東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3

日付

〇〇〇〇〇 (特許権者) 様

あなたの特許第〇〇〇〇〇〇〇号を無効とする審判請求に関して、あなたは特許庁からのこの通知の発送日から 90 日以内に副本とともに答弁書を提出することを求められております。

答弁書を提出するときは、特許法第 8 条に規定されている日本国内に住所または居所を有する代理人（すなわち特許管理人）を選任し、あなたに代わって、その代理人により必要な手続をなさなければなりません。

なお、期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由を証明できないかぎり、この期間の延長はできないことに注意してください。

敬具

特許庁審判長

(改訂 R2. 12)